

230525 意見陳述

原告59人の代表として本訴訟について意見を述べます。

沼津市議会議員の江本浩二と申します。

昨年12月5日、本会議の一般質問で『市長は、覚書とその付属文書である話し合い状況概略についてどのように認識されているのですか』と質問しました。それに対して『覚書に記載された将来計画につきましては、公害防止協定に規定する事前協議に引き継がれて、それに基づき協議を行っているものと認識をしております』というお答えでした。

この答弁を聞いてわたしは愕然としました。

覚書の締結は昭和49年11月。その直後に話し合い状況概略が、双方確認の上で沼津市から提出されています。そこには、「将来ここには一切増設、新設しない。市長が変わっても議会が変わっても、この約束は変わらない。」と明確にするされています。

この約束を、数年後にできた「公害防止協定に引き継がれているから法的拘束力はない」などと、よくも軽々しく言い放ったな、というのが率直な感想です。今でも怒りが今でも込

み上げてきます。

住民の立場になって考えてください。

当時の外原区の皆さんと沼津市がどんなに苦労したのか。双方が真剣に向き合って、議論を重ね、お互いに譲り合い、ギリギリの妥協点としてなんとか到達したのがこの覚書ではありませんか。

民主主義の真理に基づいて出来上がったこの覚書を踏みにじる行為です。当時の住民と行政、双方の計り知れない努力と成果を、踏みつけて唾を吐くような考え方です。

もしも万が一、「公害防止協定に引き継がれているから法的拘束力はない」という暴論が罷り通ったなら、「覚書はいつたいなんだったのか。」「沼津市は40年以上、ずっと私たちを騙していたんだな。」ということになります。

地元の皆さんは、劣悪な環境、健康被害の不安に日々耐えてきたのです。将来の子供達には絶対にこんな思いをさせないという沼津市との約束を、一縷の望みとして生活してきたんです。

一方の沼津市も、住民と結んだ覚書と公害防止協定をきっか

けに、ゴミ処理の分野で大変な努力をしました。その成果の一つが、全国に先駆けて確立したゴミの分別と資源化という沼津方式です。

こんなに重い約束をこんなに軽々しく破る沼津市は許せません。教育上もあってはなりません。きっとどこかでばちが当たります。

最後に、私たち原告がこの裁判でなんとしても実現したいのは、沼津市がこの覚書で約束したことを真摯に受け止めてもらうこと、約束を守ってもらうことです。

その先には、新しいゴミ処理の方式を実現することです。

世界的なゴミ処理の現状を見ると、燃やすゴミ処理を基本にしているのは日本だけだと聞いています。燃やすゴミ処理はどこに持って行っても周辺住民を苦しめます。しかし先進的に燃やさないゴミ処理、再生可能エネルギーとして生ゴミや、し尿をメタン発酵処理するなど、ゼロウェイスト、100%の資源化を目標に取り組んでいる自治体もあります。

こうした事例を参考に、沼津方式の第2弾、新沼津方式を実現したいです。

弁護士の方にはこの沼津市の暴論をしっかりと検証していただき、矛盾を暴いていただきたいです。そして、裁判官には校正な判断をお願いします。

よろしくをお願いします。